

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年7月16日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
(Global Funds Trust Company)

【代表者の役職氏名】 取締役 ジャン・フランソワ・カプラス
(Jean-François Caprasse, Director)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1 - 1104、グランド・ケイマン、
ウグランド・ハウス、私書箱309
(PO Box 309, Ugland House,
Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹 野 康 造

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹 野 康 造
同 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ノムラ・ファンド・セレクト - ストラテジック・インカム・ファンド
(Nomura Fund Select - Strategic Income Fund)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】

当初募集期間

米ドル建て 毎月分配型： 10億米ドル（約981億円）を上限とします。

米ドル建て 年1回分配型：10億米ドル（約981億円）を上限とします。

豪ドル建て 毎月分配型： 10億豪ドル（約886億円）を上限とします。

豪ドル建て 年1回分配型：10億豪ドル（約886億円）を上限とします。

（注1）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）およびオーストラリアドル（以下「豪ドル」といいます。）の円貨換算は、平成25年7月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル＝98.08円および1豪ドル＝88.55円によります。

継続募集期間

米ドル建て 毎月分配型： 200億米ドル（約2兆332億円）を上限とします。

米ドル建て 年1回分配型：200億米ドル（約2兆332億円）を上限とします。

豪ドル建て 毎月分配型： 200億豪ドル（約1兆8,946億円）を上限とします。

豪ドル建て 年1回分配型：200億豪ドル（約1兆8,946億円）を上限とします。

（注2）米ドルおよび豪ドルの円貨換算は、平成26年5月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル＝101.66円および1豪ドル＝94.73円によります。以下別途明記されない限りすべてこれによります。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことおよびその他訂正すべき事項がありましたので、平成25年9月13日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

（１）半期報告書提出に伴う訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格	(3) トラストの仕組み 管理会社の概況 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	更新
	(4) 販売及び買戻しの 実績	2 販売及び買戻しの実績		更新
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
5 その他		4 管理会社の概況	(3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。（「5 管理会社の経理の概況」は、訂正内容に該当しないため省略します。）

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（Global Funds Trust Company）（以下「管理会社」といいます。）により管理されるノムラ・ファンド・セレクト－ストラテジック・インカム・ファンド（Nomura Fund Select - Strategic Income Fund）（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は以下のとおりです。

（１）投資状況

資産別および地域別の投資状況

（2014年4月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
投資信託	ルクセンブルグ	8,523,616	87.69
現金およびその他の資産（負債控除後）		1,196,089	12.31
合計 （純資産総額）		9,719,705 （約988百万円）	100.00

（注１）投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

（注２）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）およびオーストラリアドル（以下「豪ドル」といいます。）の円貨換算は、平成26年5月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル＝101.66円および1豪ドル＝94.73円によります。

（注３）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、ファンド証券は、米ドル建または豪ドル建のため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨または豪ドル貨をもって行います。

（注４）本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(2) 運用実績

純資産の推移

2013年10月17日（ファンドの運用開始日）から2014年4月末日までの期間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		1口当たり純資産価格							
	米ドル	円	米ドル建て 毎月分配型		米ドル建て 年1回分配型		豪ドル建て 毎月分配型		豪ドル建て 年1回分配型	
			米ドル	円	米ドル	円	豪ドル	円	豪ドル	円
2013年10月末日	4,218,523	428,855,048	10.04	1,021	10.04	1,021	10.04	951	10.05	952
11月末日	6,253,515	635,732,335	10.01	1,018	10.01	1,018	10.03	950	10.03	950
12月末日	5,971,353	607,047,746	9.97	1,014	9.98	1,015	9.98	945	10.02	949
2014年1月末日	6,430,653	653,740,184	9.98	1,015	10.02	1,019	9.99	946	10.08	955
2月末日	7,460,221	758,406,067	10.07	1,024	10.13	1,030	10.07	954	10.20	966
3月末日	8,283,058	842,055,676	10.06	1,023	10.14	1,031	10.06	953	10.23	969
4月末日	9,719,705	988,105,210	10.08	1,025	10.18	1,035	10.09	956	10.29	975

分配の推移

	1口当たり分配金			
	米ドル建て毎月分配型		豪ドル建て毎月分配型	
	米ドル	円	豪ドル	円
2013年12月	0.02	2.03	0.04	3.79
2014年1月	0.02	2.03	0.04	3.79
2月	0.02	2.03	0.04	3.79
3月	0.02	2.03	0.04	3.79
4月	0.02	2.03	0.04	3.79

設定来累計 (2014年4月末日現在)	0.10	10.17	0.20	18.95
------------------------	------	-------	------	-------

(注) 米ドル建て年1回分配型および豪ドル建て年1回分配型については、2014年9月より分配を行うことを予定しています。

収益率の推移

期間	収益率（注１）			
	米ドル建て 毎月分配型	米ドル建て 年１回分配型	豪ドル建て 毎月分配型	豪ドル建て 年１回分配型
2013年10月17日～ 2014年４月末日	1.80%	1.80%	2.90%	2.90%

（注１）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝当該期間最終日の１口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b＝１口当たり当初募集価格（米ドルクラスについては10米ドル、豪ドルクラスについては10豪ドル）

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率（注２）			
	米ドル建て 毎月分配型	米ドル建て 年１回分配型	豪ドル建て 毎月分配型	豪ドル建て 年１回分配型
2013年	- 0.10%	- 0.20%	0.20%	0.20%
2014年	1.91%	2.00%	2.71%	2.69%

（注２）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝暦年末（2014年については４月末日）の１口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該暦年の直前の暦年末の１口当たり純資産価格（分配落ちの額）

（2013年の場合、米ドルクラスについては10米ドル、豪ドルクラスについては10豪ドル）

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

（参考情報）

フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ－米ドル・マンスリー・インカムの組入上位10銘柄
(2014年4月末日現在)

銘柄	クーポン	償還日	格付	純資産比 (%)
US TREASURY N/B	0.375%	2016年 4 月30日	AA/Aa	2.5
US TREASURY N/B	0.250%	2015年 7 月15日	AA/Aa	2.4
US TREASURY N/B	2.250%	2021年 3 月31日	AA/Aa	2.0
US TREASURY N/B	0.250%	2015年11月30日	AA/Aa	1.9
BUONI POLIENNALI DEL TES	2.500%	2019年 5 月 1 日	BBB/Baa	1.8
US TREASURY N/B	3.750%	2043年11月15日	AA/Aa	1.6
US TREASURY N/B	0.875%	2019年 7 月31日	AA/Aa	1.5
US TREASURY N/B	0.875%	2017年 4 月30日	AA/Aa	1.3
US TREASURY N/B	0.375%	2016年 1 月15日	AA/Aa	1.3
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3.250%	2020年 1 月 4 日	AAA/Aaa	1.1
合計				17.4

※格付は、S&P社もしくはムーディーズ社による格付を採用し、S&P社の格付を優先して採用しています。

※純資産比とは、フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ－米ドル・マンスリー・インカムの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移（2014年4月末日現在）

米ドル建て 毎月分配型



米ドル建て 年1回分配型



豪ドル建て 毎月分配型



豪ドル建て 年1回分配型



収益率の推移（暦年ベース）※2013年は10月17日から、2014年は4月末日まで

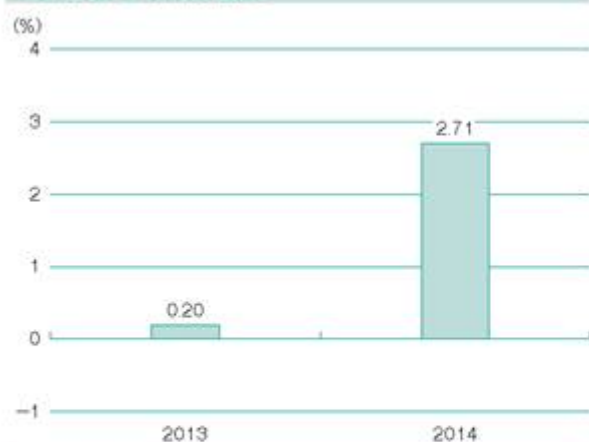
米ドル建て 毎月分配型



米ドル建て 年1回分配型



豪ドル建て 毎月分配型



豪ドル建て 年1回分配型



(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配前の額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

2 販売及び買戻しの実績

2013年10月17日から2014年4月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2014年4月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

米ドル建て毎月分配型

販売口数	買戻口数	発行済口数
241,970 (241,970)	0 0	241,970 (241,970)

米ドル建て年1回分配型

販売口数	買戻口数	発行済口数
471,490 (471,490)	127,500 (127,500)	343,990 (343,990)

豪ドル建て毎月分配型

販売口数	買戻口数	発行済口数
320,990 (320,990)	0 0	320,990 (320,990)

豪ドル建て年1回分配型

販売口数	買戻口数	発行済口数
80,680 (80,680)	0 0	80,680 (80,680)

（注1）（ ）の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数です。

（注2）発行済口数には当初募集の数が含まれます。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a．ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- c．ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2014年5月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝101.66円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 資産及び負債の状況

ノムラ・ファンド・セレクト - ストラテジック・インカム・ファンド

純資産計算書

2014年4月30日現在

(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
資産			
純資産価額で評価した投資有価証券 (取得価額: 8,427,820米ドル)	2	8,523,616	866,511
銀行預金		1,023,394	104,038
受益証券の発行に係る未収金		100,837	10,251
設立費	2	106,344	10,811
資産合計		<u>9,754,191</u>	<u>991,611</u>
負債			
為替先渡取引に係る未実現損失	13	16,175	1,644
未払費用	9	18,311	1,861
負債合計		<u>34,486</u>	<u>3,506</u>
純資産		<u>9,719,705</u>	<u>988,105</u>

以下のように受益証券によって表象される。

	1口当たり 純資産価格	発行済 受益証券口数	純資産
豪ドル建て 毎月分配型クラス受益証券 (豪ドル建て)	10.09	320,990 口	3,237,619
豪ドル建て 年1回分配型クラス受益証券 (豪ドル建て)	10.29	80,680 口	830,503
米ドル建て 毎月分配型クラス受益証券 (米ドル建て)	10.08	241,970 口	2,439,467
米ドル建て 年1回分配型クラス受益証券 (米ドル建て)	10.18	343,990 口	3,502,173

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・ファンド・セレクト - ストラテジック・インカム・ファンド

発行済受益証券口数の変動表

2014年4月30日に終了した期間

(口)

豪ドル建て 毎月分配型クラス受益証券

期首現在発行済受益証券口数	-
発行受益証券口数	320,990
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	320,990

豪ドル建て 年1回分配型クラス受益証券

期首現在発行済受益証券口数	-
発行受益証券口数	80,680
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	80,680

米ドル建て 毎月分配型クラス受益証券

期首現在発行済受益証券口数	-
発行受益証券口数	241,970
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	241,970

米ドル建て 年1回分配型クラス受益証券

期首現在発行済受益証券口数	-
発行受益証券口数	471,490
買戻受益証券口数	(127,500)
期末現在発行済受益証券口数	343,990

ノムラ・ファンド・セレクト - ストラテジック・インカム・ファンド

財務書類に対する注記

2014年4月30日現在

注1 - 組織

トラスト

ノムラ・ファンド・セレクト（以下「トラスト」という。）は、マスター・トラスト・カンパニー（以下「受託会社」という。）とグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「管理会社」という。）により締結された2012年6月8日付基本信託証書により設立された。トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠するユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）に従って投資信託として規制され、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に登録されており、英文目論見書および監査済財務諸表を毎年CIMAに提出する義務を負っている。

受託会社は、ケイマン諸島で設立され、管理会社の完全所有子会社である。

管理会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従って適法に設立され有効に存続する、投資信託事業の認可を付与された信託会社である。

ファンド

ノムラ・ファンド・セレクト - ストラテジック・インカム・ファンド（以下「ファンド」という。）は、受託会社と管理会社との間で締結された2013年8月2日付補遺信託証書により設立された。

ファンドは、基本信託証書に記載される状況に従い償還する場合を除いて、

- () 2018年9月28日または受託会社が管理会社および投資顧問会社と協議した上で決定するそれよりも遅い日（ただし、基本信託証書の締結日から149年を超えないものとする。）、または
- () 払込日から3年経過後、純資産総額が5,000万米ドルを下回った場合、または管理会社および投資顧問会社と協議した上で受託会社が適切と考えるその他の理由（投資対象ファンドの破綻または終了を含むが、これらに限らない。）があった場合、管理会社および投資顧問会社と協議した上で受託会社の裁量により

償還する。

各クラスは、払込日から3年経過後、当該クラスに帰属する純資産総額が米ドルクラス受益証券については5,000万米ドル、豪ドルクラス受益証券については5,000万豪ドルを下回った場合、管理会社および投資顧問会社と協議した上で受託会社の裁量により、償還する場合がある。

ファンドの投資目的は、高水準のインカム・ゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指すことによりトータル・リターンを追求することである。ファンドは、主にフィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ - 米ドル・マンスリー・インカム（以下「投資対象ファンド」という。）のクラスF（ヘッジド）ユニット（以下「投資対象ファンド受益証券」という。）に投資することにより、その目的の達成を目指す。したがって、ファンドは、投資対象ファンドのフィーダー・ファンドであり、受益証券の販売による手取金の全額を投資対象ファンドに投資する。

ファンドの資産の大部分は投資対象ファンド受益証券に投資される。そのため、ファンドの運用成果は、投資対象ファンドのポートフォリオの運用成果の影響を受ける。また、ファンドの投資成果は、以下に記載する為替取引の影響も受けることとなる。

豪ドルクラスの受益証券については、（豪ドルクラスの受益証券の表示通貨である）豪ドルと（ファンドの表示通貨である）米ドルとの間の為替変動リスクを減少させるために、米ドルに対し豪ドルを購入する為替先渡契約（以下「為替取引」という。）が締結される。為替先渡契約は、通常、豪ドルクラスの受益証券に帰属する純資産総額（豪ドルクラスのみ）に帰属する為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルのエクスポージャーの可能な限り100%に等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。

豪ドルクラスの受益証券は、為替取引を利用することで、利益が出る場合もあれば、損失を被る場合もある。一般的には、為替先渡契約による利益または損失は、その為替先渡契約期間中の関連する2通貨間の金利差により決まる。豪ドル金利が米ドル金利よりも低い場合には、その金利差が豪ドルクラスの受益証券の費用となる。豪ドル金利が米ドル金利よりも高い場合には、その金利差が豪ドルクラスの受益証券の利益となることが期待される。

為替取引は定期的に見直されるが、いかなる場合においても、為替取引が豪ドルクラスの受益証券の対米ドルの為替変動リスクを完全に排除するわけではない。

米ドルクラスの受益証券について為替取引は行われない。

ファンドは、2013年10月17日に運用を開始した。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されているか、その他の規制市場で取引されている証券は、かかる取引所もしくは市場で取引または評価された入手可能な最新の価格で評価される。証券が、複数の証券取引所もしくは市場において上場または取引されている場合、当該証券の主要な市場を構成する証券取引所またはその他の規制された市場における入手可能な最新の終値または最も代表的な価格が用いられる。
- (b) いずれの証券取引所においても上場されておらず、いずれの規制された市場においても取引されていない証券または上記(a)に基づき決定された価格がその公正価格を表していない証券は、その入手可能な最新の市場価格で評価される。かかる市場価格がない場合、またはかかる市場価格が当該証券の公正な市場価格を表していない場合、当該証券は、その合理的に予測可能な売値に基づき慎重かつ誠実に評価される。
- (c) 投資対象は、国際的に認められた値付け業者による値付けに基づいて価格を決定することができる。
- (d) 市場相場が容易に入手できない証券またはその他の資産は、管理会社、投資顧問会社および副投資顧問会社の助言を受けて管理事務代行会社が採用する手続きに従って誠実に決定される公正価格で評価される。
- (e) その他の投資ピークルまたは投資ファンドの受益証券または投資証券は、これらの投資ピークルまたは投資ファンドの管理事務代行会社によって計算され、受託会社の意見において合理的であり、誠実に決定された、入手可能な直近の受益証券または投資証券 1 口当たり純資産価格で評価される。
- (f) 現金およびその他の流動資産は、未収利息を含むその額面価額で評価される。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生基準で認識される。配当金は、配当落日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却される証券の平均原価を基準に算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、財務書類は米ドルで表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資有価証券取引は、取引日に適用される為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、投資有価証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を分離しない。かかる変動は、投資有価証券による実現および未実現純損益に計上される。

2014年4月30日現在の為替レート：

1 米ドル = 1.07677 豪ドル

1 米ドル = 0.72427 ユーロ

設立費

ファンドの募集に関連する費用（受託会社および管理会社に対する当初設立報酬を含む。）は、ファンドの資産から支払われ、これらの費用は、3年を超えない期間で償却される。

為替先渡取引

為替先渡取引は、満期までの残存期間に関して期末現在で適用される先渡レートで評価される。為替先渡契約によって生じた損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書に、未実現純利益は資産として計上され、未実現純損失は負債として計上される。

注 3 - 受託会社報酬

受託会社は、当初設立報酬として5,000米ドルを受領した。

受託会社は、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、暦年ベースの四半期ごとに後払いで受領する。

2013年10月17日（以下「払込日」という。）から（同日を含む。）2013年12月31日までの期間の当初報酬は、当該期間の各ファンド営業日における純資産総額に基づき日割り計算され、受託会社に支払われた。各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われる。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から受託会社に払い戻される。

注 4 - 管理会社報酬

管理会社は、当初設立報酬として5,000米ドルを受領した。

管理会社は、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、暦年ベースの四半期ごとに後払いで受領する。

払込日から（同日を含む。）2013年12月31日までの期間の当初報酬は、当該期間の各ファンド営業日における純資産総額に基づき日割り計算され、管理会社に支払われた。各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われる。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理会社に払い戻される。

注 5 - 投資顧問会社報酬

投資顧問会社は、各四半期中の各評価日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.25%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、暦年ベースの四半期ごとに後払いで受領する。

払込日から（同日を含む。）2013年12月31日までの期間の当初報酬は、当該期間の各評価日におけるファンドの純資産総額に基づき日割り計算され、投資顧問会社に支払われた。各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われる。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、投資顧問会社に払い戻される。

注 6 - 保管会社報酬

保管会社は、その業務につき、取引手数料および費用に加え、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.03%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、暦年ベースの四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

払込日から（同日を含む。）2013年12月31日までの期間の当初報酬は、当該期間の各ファンド営業日における純資産総額に基づき日割り計算され、保管会社に支払われた。各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われる。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、保管会社に払い戻される。

注 7 - 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、その業務につき、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.10%に相当する額の報酬を、米ドルにより、ファンドの資産から、暦年ベースの四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

払込日から（同日を含む。）2013年12月31日までの期間の当初報酬は、当該期間の各ファンド営業日における純資産総額に基づき日割り計算され、管理事務代行会社に支払われた。各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われる。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理事務代行会社に払い戻される。

注 8 - 代行協会員報酬

代行協会員は、その業務につき、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.70%に相当する額の報酬を、米ドルにより、ファンドの資産から、暦年ベースの四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

払込日から（同日を含む。）2013年12月31日までの期間の当初報酬は、当該期間の各ファンド営業日における純資産総額に基づき日割り計算され、代行協会員に支払われた。各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われる。

注9 - 未払費用

	(米ドル)
投資顧問会社報酬	1,924
代行協会員報酬	5,387
管理事務代行報酬	770
保管会社報酬	231
受託会社報酬および管理会社報酬	154
現金支出費	77
専門家報酬	9,768
未払費用	18,311

注10 - 分配

管理会社は、受託会社および投資顧問会社と協議した上で、原則として、当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格、当該クラスに帰属する純投資収益ならびに純実現および未実現キャピタル・ゲインを考慮の上で、月次またはそれ以外の中間的な分配を行うことができる。また、分配金を合理的な水準に保つために必要があると考える場合、分配可能なそれ以外の資金から分配を行うことができる。分配の金額の一貫性を維持するため、ある期間における当該クラスに帰属するインカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインの水準とその時点の分配金額は異なる可能性がある。

米ドル建て 毎月分配型クラスの受益証券および豪ドル建て 毎月分配型クラスの受益証券については、管理会社は、2013年12月より、毎月5日（以下「月次分配基準日」という。）時点の受益者に対して分配を行うことを予定している。管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時点の受益者に対して行うこともできる。

米ドル建て 年1回分配型クラスの受益証券および豪ドル建て 年1回分配型クラスの受益証券については、管理会社は、2014年9月より、毎年9月5日（以下「年次分配基準日」という。）時点の受益者に対して分配を行うことを予定している。管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時点の受益者に対して行うこともできる。

以下、月次分配基準日および年次分配基準日を「分配基準日」という。

分配基準日がファンド営業日ではない場合、その直前のファンド営業日または管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時点の受益者に対して分配が行われる。

各分配基準日において分配が行われる保証はない。受益者は、豪ドルクラスの受益証券に関して行われる為替取引に起因するインカム・ゲインおよびインカム・ロス等により、分配の水準および頻度がクラスごとに異なることに注意するべきである。

2014年4月30日に終了した期間に、ファンドは総額57,613米ドルの分配を行った。

注11 - 税金

ケイマン諸島の現行法では、ファンドは、いかなる所得税、資産税、譲渡税、売却税その他の税金も課されることがなく、また、ファンドによる受益者への支払いまたは受益証券の買戻しの際の純資産額の支払いに対して適用される源泉徴収税も賦課されない。

ファンドは、特定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対し海外源泉徴収税が賦課されることがある。

注12 - 購入および買戻し

受益証券の当初募集

当初募集期間は、2013年10月1日から2013年10月16日まで（以下「当初募集期間」という。）である。当該期間中に募集される各クラス受益証券の当初発行価格は、豪ドルクラスについては1口当たり10豪ドル、米ドルクラスについては1口当たり10米ドルである。投資家一人当たりの一申込注文当たりの投資口数は100口以上1口単位、または管理会社が投資顧問会社と協議した上で決定する口数とする。ただし、受益証券は整数でのみ発行される。販売会社に支払われる該当するクラスの受益証券の当初発行価格の3.00%（税抜き）の販売手数料が発生する。

当初募集期間の受益証券の購入申込書は、当初募集期間の最終日の正午（ルクセンブルグ時間）までに、管理事務代行会社によって受領されなければならない。当該クラスの受益証券の支払いはかかるクラスの表示通貨で行われるものとし、払込日に受領されなければならない。

受益証券の継続募集

当初募集期間終了後、受益証券は、適格投資家に対してファンド営業日において継続的に募集される。受益証券の発行価格は、受益証券の購入申込書が受領された評価日時点における該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格とする。ただし、受益証券の購入申込書は、取引締切時間（下記で定義される。）より前に受領されなければならない。投資者一人当たりの投資口数は100口以上1口単位、または管理会社が投資顧問会社と協議した上で決定する口数とする。受益証券は、整数でのみ発行される。申込みは、当該クラスの受益証券の口数単位で行うことができる。販売会社に支払われる該当するクラスの受益証券の1口当たり純資産価格の3.00%（税抜き）の販売手数料が発生する。

受益証券の購入申込書は、申込みを行ったファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）または管理会社がその単独の裁量により随時決定することができるその他の日時（以下「取引締切時間」という。）までに、管理事務代行会社によって受領されなければならない。当該クラスの表示通貨による支払いは、当該ファンド営業日から起算して6ファンド営業日以内または管理会社がその単独の裁量により随時決定することができるその他の日まで、あるいは（豪ドルクラスについては）もし6ファンド営業日目がメルボルンの銀行営業日でない場合はメルボルンの銀行営業日であるその直後のファンド営業日までに行われるものとする。

管理会社は、受益証券の購入注文の全部または一部を拒否することができ、上記の適切に記入された申込書および支払いが適時に受領されなかった一切の注文を取り消すことができる。

受益証券の買戻し

受益証券は、払込日以降、ファンド営業日において受益者の選択により買い戻される。受益者は、該当するクラスの受益証券を買い戻すよう管理会社に要求する買戻通知を送付することができる。買戻しの申込みは1口以上1口単位（または管理会社が投資顧問会社と協議の上で決定することができるそれ以外の単位）とする。買戻通知は、申込みを行うファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）または管理会社が随時決定することができるその他の日および／もしくは時間までに、管理事務代行会社によって受領されなければならない。

受益証券1口当たりの買戻価格は、買戻通知が受領されたファンド営業日に適用される評価日における該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格とする。買戻手数料はない。

受益証券の買戻しに関する送金は、当該クラスの表示通貨建ての電信送金により、申込みを行ったファンド営業日から起算して6ファンド営業日以内もしくは管理会社が投資顧問会社と協議の上随時決定することができるその他の期間まで、または（豪ドルクラスの受益証券については）当該6ファンド営業日がメルボルンの銀行休業日であった場合にはその直後のメルボルンの銀行営業日までに行われるものとする。

管理会社は、受託会社と協議の上、一切の買戻請求を停止、拒否、または取り消すことができ、また、買戻代金の支払いを延期することができる。

管理会社は、純資産価額、市場の流動性および／または関連するとみなすその他の条件を考慮の上、大量の買戻請求からファンドの円滑な運用を守るための防御的手段として、受託会社と協議の上、買戻請求の金額を制限し、または当該買戻請求の受領を停止することができる。とりわけ、投資対象ファンドがその発行する受益証券の買戻しの停止を宣言するか、同種的手段を取ったことにより、ファンドがある買戻日において受領したすべての買戻請求を処理するために必要な受益証券の買戻しを行うことができない場合、管理会社は、受託会社と協議の上、そのファンド営業日において買い戻される各クラスの受益証券の数を管理会社が決定する数量および方法により制限することができる。

注13 - 為替先渡取引

注1に記載されている豪ドルクラス受益証券について対米ドルの為替変動リスクを低減するために行われた為替先渡取引に関して、2014年4月30日現在で、ファンドが保有している未決済の取引は以下のとおりであった。

購入通貨	購入金額	売却通貨	売却金額	満期日	未実現利益（損失） （米ドルで表示）
豪ドル	1,606,831	米ドル	1,479,981	2014年5月12日	11,015
豪ドル	408,791	米ドル	376,519	2014年5月12日	2,802
豪ドル	1,603,402	米ドル	1,482,902	2014年6月10日	1,900
豪ドル	409,559	米ドル	378,779	2014年6月10日	485
豪ドル	409,212	米ドル	385,354	2014年5月27日	(6,044)
豪ドル	1,602,002	米ドル	1,508,600	2014年5月27日	(23,659)
米ドル	232	豪ドル	250	2014年5月12日	0
米ドル	5,731	豪ドル	6,183	2014年5月12日	(7)
米ドル	378,779	豪ドル	408,791	2014年5月12日	(543)
米ドル	1,482,902	豪ドル	1,600,396	2014年5月12日	(2,124)
					(16,175)

(2) 投資有価証券明細表等

ノムラ・ファンド・セレクト - ストラテジック・インカム・ファンド

投資有価証券明細表

2014年4月30日現在

(米ドルで表示)

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	純資産価額	純資産に 占める割合 (%)
ルクセンブルグ				
投資信託	834,013 フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ - 米ドル・マンスリー・インカムのクラスF （ヘッジド）ユニット	8,427,820	8,523,616	87.69
		8,427,820	8,523,616	87.69
		8,427,820	8,523,616	87.69
	ルクセンブルグ合計	8,427,820	8,523,616	87.69
投資有価証券合計		8,427,820	8,523,616	87.69

(1) 数量は、受益証券口数を表す。

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額

2014年５月末日現在、管理会社の資本金の額は50万ユーロ（約6,917万円）です。

（注）ユーロの円貨換算は、平成26年５月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、１ユーロ＝138.33円によります。

（２）事業の内容及び営業の状況

管理会社の事業目的は、ケイマン諸島の法律に抵触しない範囲においていかなる制約も受けません。

管理会社は、ファンドの資産の運用、管理およびファンド証券の発行・買戻し等の業務を行います。管理会社は、投資顧問会社である野村アセットマネジメント株式会社にファンドの投資運用業務を委託しております。

管理会社は、2014年５月末日現在、以下の投資信託の運用を行っており、その管理財産は約488億円です。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産の合計（通貨別）
ケイマン諸島	契約型投資信託	14	243,781,391.46 米ドル
		14	151,169,702.78 豪ドル
		1	61,153,766.67 トルコリラ
		9	6,694,483,250 円

（３）その他

本書提出前６か月以内において管理会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実、または及ぼすことが予想される事実は認知しておりません。

[次へ](#)

（２）その他の訂正

訂正部分を下線または傍線で示します。

第一部 証券情報

（１）ファンドの名称

<訂正前>

ノムラ・ファンド・セレクト - ストラテジック・インカム・ファンド

(Nomura Fund Select - Strategic Income Fund)

（注１）ノムラ・ファンド・セレクト - ストラテジック・インカム・ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、アンブレラ・ファンドであるノムラ・ファンド・セレクト（以下「トラスト」といいます。）のシリーズ・トラストです。なお、アンブレラとは、一定の条件の下に１つ以上の投資信託（シリーズ・トラスト）を設定できる仕組みです。シリーズ・トラストは、一つないし複数のクラスで構成されます。2013年 9 月13日現在のファンドのクラスには、「米ドル建て 毎月分配型」、「米ドル建て 年 1 回分配型」、「豪ドル建て 毎月分配型」および「豪ドル建て 年 1 回分配型」があります。

（後略）

<訂正後>

ノムラ・ファンド・セレクト - ストラテジック・インカム・ファンド

(Nomura Fund Select - Strategic Income Fund)

（注１）ノムラ・ファンド・セレクト - ストラテジック・インカム・ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、アンブレラ・ファンドであるノムラ・ファンド・セレクト（以下「トラスト」といいます。）のシリーズ・トラストです。なお、アンブレラとは、一定の条件の下に１つ以上の投資信託（シリーズ・トラスト）を設定できる仕組みです。シリーズ・トラストは、一つないし複数のクラスで構成されます。2014年 7 月16日現在のファンドのクラスには、「米ドル建て 毎月分配型」、「米ドル建て 年 1 回分配型」、「豪ドル建て 毎月分配型」および「豪ドル建て 年 1 回分配型」があります。

（後略）

（５）申込手数料

<訂正前>

申込金額の3.15%（税込）

消費税率が 8 % になった場合は、3.24%になります。

<訂正後>

申込金額の3.24%（税込）

第二部 ファンド情報

第 1 ファンドの状況

2 投資方針

（３）運用体制

<訂正前>

管理会社は、野村アセットマネジメントを投資顧問会社に任命しており、野村アセットマネジメントはその裁量によりファンド資産の運用などを行います。

野村アセットマネジメントは、日本において先駆的な投資顧問会社であり、証券投資信託の委託者の業務および有価証券等に関する投資運用業務を行っています。

野村アセットマネジメントは、日本国内および海外の多様な投資家に投資助言、資産運用およびその他関連サービスを提供しています。2013年 6 月末日時点において、野村アセットマネジメントの運用資産の総額は、国内外における株式および債券を含め約30兆955億円です。

上記の運用体制は2013年 7 月末日現在のものであり、随時変更されます。

<訂正後>

管理会社は、野村アセットマネジメントを投資顧問会社に任命しており、野村アセットマネジメントはその裁量によりファンド資産の運用などを行います。

野村アセットマネジメントは、日本において先駆的な投資顧問会社であり、証券投資信託の委託者の業務および有価証券等に関する投資運用業務を行っています。

野村アセットマネジメントは、日本国内および海外の多様な投資家に投資助言、資産運用およびその他関連サービスを提供しています。2014年3月末日時点において、野村アセットマネジメントの運用資産の総額は、国内外における株式および債券を含め約31兆4,911億円です。

上記の運用体制は2014年5月末日現在のものであり、随時変更されます。

3 投資リスク

リスク要因

< 訂正前 >

（前略）

新興国市場のリスク

投資対象ファンドは新興国市場の債券に投資することができます。新興国市場では法律上あるいは制度上のインフラが未整備であり、現地の市場参加者にとっても外国におけるその取引相手方にとっても法制度面の不透明感があります。投資家にとっては政治のリスク、経済のリスク、法律のリスク、不適切な会計処理のリスク、市場慣行のリスクなど多大なリスクがあります。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

新興国市場のリスク

投資対象ファンドは新興国市場の債券に投資することができます。新興国市場では法律上あるいは制度上のインフラが未整備であり、現地の市場参加者にとっても外国におけるその取引相手方にとっても法制度面の不確実性があります。投資家にとっては政治のリスク、経済のリスク、法律のリスク、不適切な会計処理のリスク、市場慣行のリスクなど多大なリスクがあります。

（後略）

リスクに対する管理体制

< 訂正前 >

投資顧問会社である野村アセットマネジメントでは、ファンドのパフォーマンス考査および運用リスクの管理を投資リスク管理に関する委員会を設けて行っています。

投資リスク管理に関する委員会

パフォーマンスの考査

パフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行います。

運用リスクの管理

運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

上記の管理体制は2013年7月末日現在のものであり、随時変更されます。

< 訂正後 >

投資顧問会社である野村アセットマネジメントでは、ファンドのパフォーマンス考査および運用リスクの管理を投資リスク管理に関する委員会を設けて行っています。

投資リスク管理に関する委員会

パフォーマンスの考査

パフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行います。

運用リスクの管理

運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

上記の管理体制は2014年5月末日現在のものであり、随時変更されます。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

日本国内における申込手数料

< 訂正前 >

申込金額の3.15%（消費税を含みます。）消費税率が8%になった場合は、3.24%になります。

< 訂正後 >

申込金額の3.24%（消費税を含みます。）

(5) 課税上の取扱い

日本

< 訂正前 >

(前略)

- (3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じ。）に係る配当課税の対象とされ、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	<u>2013年</u> <u>12月31日まで</u>	<u>2037年</u> <u>12月31日まで</u>	2038年 1月1日以後
所得税	<u>7.147%</u>	15.315%	15%
住民税	<u>3%</u>	5%	5%
合計	<u>10.147%</u>	20.315%	20%

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができますが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一です。）、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- (4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）に対して、所得税のみ以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、益金不算入の適用は認められません。

	<u>2013年</u> <u>12月31日まで</u>	<u>2037年</u> <u>12月31日まで</u>	2038年 1月1日以後
所得税	<u>7.147%</u>	15.315%	15%

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2013年 12月31日まで	2037年 12月31日まで	2038年 1月1日以後
所得税	7.147%	15.315%	15%
住民税	3%	5%	5%
合計	10.147%	20.315%	20%

受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、確定申告を行った場合に限りま

す。）および上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れた上場株式等の配当所得の金額に限りま

す。）との損益通算が可能です。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- (6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。

（後略）

<訂正後>

（前略）

- (3) 日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2014年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	15.315% (注)	15%
住民税	5%	5%
合計	20.315%	20%

(注) 復興特別所得税を含みます。以下同じです。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、所得税のみ以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。）を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。なお、益金不算入の適用は認められません。

	2014年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	15.315%	15%

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2014年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	15.315%	15%
住民税	5%	5%
合計	20.315%	20%

受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

譲渡損益は、一定の他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限りま

す。）および一定の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れた上場株式等の配当所得の金額に限りま

す。）との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

（６）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（５）と同様の取扱いとなります。

（後略）

５ 運用状況

（２）投資資産

<訂正前>

該当事項はありません。

<訂正後>

投資有価証券の主要銘柄

（2014年4月末日現在）

銘柄	国名／発行地	種類	数量	取得価額(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率(%)
				単価	合計	単価	合計	
フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ - 米ドル・マンスリー・インカムクラスF(ヘッジ)ユニット	ルクセンブルグ	投資信託	834,013	10.11	8,427,820	10.22	8,523,616	87.69

（注）以上のほか、投資有価証券はありません。

投資不動産物件

該当事項ありません（2014年4月末日現在）。

その他投資資産の主要なもの

該当事項ありません（2014年4月末日現在）。

第２ 管理及び運営

１ 申込（販売）手続等

（２）日本における販売手続等

<訂正前>

（前略）

ファンド証券の申込の際は、申込金額の3.15%（消費税込み）の申込手数料を販売会社に支払うものとします。
（消費税率が8%になった場合は、3.24%になります。）

（後略）

<訂正後>

（前略）

ファンド証券の申込の際は、申込金額の3.24%（消費税込み）の申込手数料を販売会社に支払うものとします。

（後略）

第3 ファンドの経理状況

2 ファンドの現況

純資産額計算書

< 訂正前 >

該当事項はありません。

< 訂正後 >

(2014年4月末日現在)

	米ドル	千円（ 、 を除く）
資産総額	9,754,191	991,611
負債総額	34,486	3,506
純資産総額（ - ）	9,719,705	988,105
発行済口数	米ドル建て毎月分配型	241,970口
	米ドル建て年1回分配型	343,990口
	豪ドル建て毎月分配型	320,990口
	豪ドル建て年1回分配型	80,680口
1口当たり純資産価格（ / ）	米ドル建て毎月分配型	10.08米ドル（1,025円）
	米ドル建て年1回分配型	10.18米ドル（1,035円）
	豪ドル建て毎月分配型	10.09豪ドル（956円）
	豪ドル建て年1回分配型	10.29豪ドル（975円）

第4 外国投資信託受益証券事務の概要

(口) 受益者集会

< 訂正前 >

受託会社または管理会社は、

- (a) 信託証書の規定に基づき要求された場合、
- (b) (受益者総会の場合) トラストの発行の時点において、受益証券の10分の1以上を保有する受益者が書面により要求した場合、
- (c) (シリーズ・トラストの受益者総会の場合) 当該シリーズ・トラストの発行の時点において、受益証券の10分の1以上を保有する受益者として登録されている受益者が書面により要求した場合、
- (d) (受益証券のクラスまたはシリーズの総会の場合) 当該クラスまたはシリーズの発行の時点において受益証券の10分の1以上を保有する受益者として登録されている受益者が書面により要求した場合、

トラスト、該当するシリーズ・トラストまたはシリーズ・トラストの該当するクラスまたはシリーズの受益者総会を、当該通知に記載する日時および場所において招集するものとします。

< 訂正後 >

受託会社または管理会社は、

- (a) 信託証書の規定に基づき要求された場合、
- (b) (受益者総会の場合) トラストの発行の時点において、受益証券の10分の1以上を保有する受益者が書面により要求した場合、
- (c) (シリーズ・トラストの受益者総会の場合) 当該シリーズ・トラストの受益証券の10分の1以上を保有する受益者として登録されている受益者が書面により要求した場合、
- (d) (受益証券のクラスまたはシリーズの総会の場合) 当該クラスまたはシリーズの受益証券の10分の1以上を保有する受益者として登録されている受益者が書面により要求した場合、

トラスト、該当するシリーズ・トラストまたはシリーズ・トラストの該当するクラスまたはシリーズの受益者総会を、当該通知に記載する日時および場所において招集するものとします。

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

1 管理会社の概況

<訂正前>

（前略）

（2）管理会社の機構（2013年7月末日現在）

（中略）

取締役	須藤 光一
取締役	臼杵 肇
取締役	池田 憲司
取締役	ジャン・フランソワ・カプラス

投資運用の意思決定は、投資顧問会社である野村アセット・マネジメント株式会社に委託されております。

<訂正後>

（前略）

（2）管理会社の機構（2014年5月末日現在）

（中略）

取締役	稲垣 孝道
取締役	臼杵 肇
取締役	松岡 裕子
取締役	ジャン・フランソワ・カプラス

投資運用の意思決定は、投資顧問会社である野村アセットマネジメント株式会社に委託されております。

3 管理会社の経理状況

<訂正前>

- a．管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものです。

（後略）

<訂正後>

- a．管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。

（後略）